

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で富里市社会教育委員会会議傍聴申請書に氏名及び住所を記入し、委員会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議へ入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 定員 原則 5 名

3 会場への入場制限

次のいずれかに該当する人は、傍聴することはできません。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している人
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる人
- (3) 審議に対しての意思表示が確認できる物を着用、又は携帯している人
- (4) 拡声器、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している人（撮影、録画、録音等について、委員長の許可を得た場合を除きます。）
- (5) 酒気を帯びていると認められる人

4 傍聴の際の注意事項

傍聴に当たっては、次のことを遵守してください。

- (1) 会議開催中は、厳粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表しないこと。
- (2) 携帯電話、その他これらに類する機器は、電源を切ること。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。
- (6) 会議資料は、傍聴を終え退室される際には、返還すること。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害になるような行為をしないこと。

5 その他

- (1) 会議の中で、委員長が会議を非公開とする宣言したときは、傍聴することができませんので、速やかに退出してください。
- (2) 傍聴に当たって、上記 3、4 に違反した場合、退出命令を行う場合があります。